

介護予防・短期入所施設 「ニューサンライズ」
 居住費・食事負担料及び介護保険料

ユニット個室

H26. 4. 1～

ユニット(1日あたり)				介護保険料(ユニット個室)						
	居室料	食事	計	介護料	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	介護料計 1日	総合計 1日	減免入所者	
第1段階	820	300	1,120	要支援1	544	6	550	1,670	1,253	
・市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者 ・生活保護受給者				要支援2	676	6	682	1,802	1,352	
				要介護1	725	6	19	750	1,870	1,403
				要介護2	796	6	19	821	1,941	1,456
				要介護3	871	6	19	896	2,016	1,512
				要介護4	942	6	19	967	2,087	1,565
				要介護5	1012	6	19	1,037	2,157	1,618
第2段階	820	390	1,210	要支援1	544	6	550	1,760	1,320	
・市町村民税世帯非課税であって、課税年 金収入額と合計所得金額の合計が80万円 以下の方				要支援2	676	6	682	1,892	1,419	
				要介護1	725	6	19	750	1,960	1,470
				要介護2	796	6	19	821	2,031	1,523
				要介護3	871	6	19	896	2,106	1,580
				要介護4	942	6	19	967	2,177	1,633
				要介護5	1012	6	19	1,037	2,247	1,685
第3段階	1,310	650	1,960	要支援1	544	6	550	2,510	1,883	
・市町村民税世帯非課税であって、利用者 負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)				要支援2	676	6	682	2,642	1,982	
				要介護1	725	6	19	750	2,710	2,033
				要介護2	796	6	19	821	2,781	2,086
				要介護3	871	6	19	896	2,856	2,142
				要介護4	942	6	19	967	2,927	2,195
				要介護5	1012	6	19	1,037	2,997	2,248
第4段階	1,970	1,380	3,350	要支援1	544	6	550	3,900		
・上記以外の方				要支援2	676	6	682	4,032		
				要介護1	725	6	19	750	4,100	
				要介護2	796	6	19	821	4,171	
				要介護3	871	6	19	896	4,246	
				要介護4	942	6	19	967	4,317	
				要介護5	1012	6	19	1,037	4,387	

※送迎をご希望の場合、総合計に送迎料(片道)187円加算されます。

※療養食加算は対象者のみ 1日23単位

※介護保険料計算式(処遇改善加算)

・ 利用単位数 × 処遇改善加算率 2.5% = 処遇改善加算単位(1単位未満の端数四捨五入)

※高島市は地域区分「6級地」である為、定められた単位数に10.14円を乗じたものが介護サービス費となり、その1割が自己負担額として表示しています。

※自己負担額は1日あたりの目安を表示したものです。ご利用日数で計算した場合は差異が生じる場合があります。

介護予防・短期入所施設「ニューサンライズ」
 居住費・食事負担料及び介護保険料

従来型・多床室

H26. 4. 1～

(1日あたり)				介護保険料(従来型)				総合計	減免入所者
	居室料	食事	計	介護料	サービス提供 体制強化加算Ⅱ		介護料計 1日	1日	
第1段階	320	300	620	要支援1	509	6	515	1,135	851
・市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者 ・生活保護受給者				要支援2	626	6	632	1,252	939
				要介護1	696	6	702	1,322	992
				要介護2	766	6	772	1,392	1,044
				要介護3	838	6	844	1,464	1,098
				要介護4	909	6	915	1,535	1,151
				要介護5	978	6	984	1,604	1,203
第2段階	320	390	710	要支援1	509	6	515	1,225	919
・市町村民税世帯非課税であって、課税年 金収入額と合計所得金額の合計が80万円 以下の方				要支援2	626	6	632	1,342	1,007
				要介護1	696	6	702	1,412	1,059
				要介護2	766	6	772	1,482	1,112
				要介護3	838	6	844	1,554	1,166
				要介護4	909	6	915	1,625	1,219
				要介護5	978	6	984	1,694	1,271
第3段階	320	650	970	要支援1	509	6	515	1,485	1,114
・市町村民税世帯非課税であって、利用者 負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)				要支援2	626	6	632	1,602	1,202
				要介護1	696	6	702	1,672	1,254
				要介護2	766	6	772	1,742	1,307
				要介護3	838	6	844	1,814	1,361
				要介護4	909	6	915	1,885	1,414
				要介護5	978	6	984	1,954	1,466
第4段階	320	1,380	1,700	要支援1	509	6	515	2,215	
・上記以外の方				要支援2	626	6	632	2,332	
				要介護1	696	6	702	2,402	
				要介護2	766	6	772	2,472	
				要介護3	838	6	844	2,544	
				要介護4	909	6	915	2,615	
				要介護5	978	6	984	2,684	

※送迎をご希望の場合、総合計に送迎料(片道)187円加算されます。

※療養食加算は対象者のみ 1日23単位

※介護保険料計算式(処遇改善加算)

・ 利用単位数 × 処遇改善加算率 2.5% = 処遇改善加算単位(1単位未満の端数四捨五入)

※高島市は地域区分「6級地」である為、定められた単位数に10.14円を乗じたものが介護サービス費となり、その1割が自己負担額として表示しています。

※自己負担額は1日あたりの目安を表示したものです。ご利用日数で計算した場合は差異が生じる場合があります。

短期入所施設・介護予防短期入所施設「ニューサンライズ」
 居住費・食事負担料及び介護保険料

従来型・個室
 H26. 4. 1～

(1日あたり)				介護保険料(従来型)				総合計 1日	減免入所者
	居室料	食事	計		介護料	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	介護料計 1日		
第1段階 ・市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者 ・生活保護受給者	320	300	620	要支援1	465	6	471	1,091	818
				要支援2	577	6	583	1,203	902
				要介護1	621	6	627	1,247	935
				要介護2	693	6	699	1,319	989
				要介護3	766	6	772	1,392	1,044
				要介護4	837	6	843	1,463	1,097
				要介護5	908	6	914	1,534	1,151
第2段階 ・市町村民税世帯非課税であって、課税年 金収入額と合計所得金額の合計が80万円 以下の方	420	390	810	要支援1	465	6	471	1,281	961
				要支援2	577	6	583	1,393	1,045
				要介護1	621	6	627	1,437	1,078
				要介護2	693	6	699	1,509	1,132
				要介護3	766	6	772	1,582	1,187
				要介護4	837	6	843	1,653	1,240
				要介護5	908	6	914	1,724	1,293
第3段階 ・市町村民税世帯非課税であって、利用者 負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	820	650	1,470	要支援1	465	6	471	1,941	1,456
				要支援2	577	6	583	2,053	1,540
				要介護1	621	6	627	2,097	1,573
				要介護2	693	6	699	2,169	1,627
				要介護3	766	6	772	2,242	1,682
				要介護4	837	6	843	2,313	1,735
				要介護5	908	6	914	2,384	1,788
第4段階 ・上記以外の方	1,150	1,380	2,530	要支援1	465	6	471	3,001	
				要支援2	577	6	583	3,113	
				要介護1	621	6	627	3,157	
				要介護2	693	6	699	3,229	
				要介護3	766	6	772	3,302	
				要介護4	837	6	843	3,373	
				要介護5	908	6	914	3,444	

※送迎をご希望の場合、総合計に送迎料(片道)187円加算されます。

※療養食加算は対象者のみ 1日23単位

※介護保険料計算式(処遇改善加算)

・ 利用単位数 × 処遇改善加算率 2.5% = 処遇改善加算単位(1単位未満の端数四捨五入)

※高島市は地域区分「6級地」である為、定められた単位数に10.14円を乗じたものが介護サービス費となり、その1割が自己負担額として表示しています。

※自己負担額は1日あたりの目安を表示したものです。ご利用日数で計算した場合は差異が生じる場合があります。